被扶養者現況届（子用）【1/2】

以下家族の被扶養者認定審査をしていただきたく、異動届・認定確認書類（添付書類）を添えて提出します。

申請対象者名	生年月日	申請時の年齢	続柄	職業
	S ・　　年　月　日 H	歳	長女、次男等詳細に	働いていない場合は、乳児、小学3年生など

【注意事項】　※出生の場合は現況届の提出は不要です

① 扶養認定要件は、年間の総収入が130万円未満（60歳以上又は障害厚生年金等受給者は180万円未満）、かつ被保険者総収入の1/2未満となります。※年間の総収入とは、この先1年の予測収入を指します。

② 健康保険上の収入は、税法上の収入とは異なります。給与収入は勤務先で支給される全てが対象となり、交通費、賞与、傷病手当金等の手当も収入に含まれます。また、自営業者の収入は所得額ではなく、総収入額から当健康保険組合 が認める経費を差し引いた金額となります。（別紙「自営業の経費」参照）

③ 被保険者の単身赴任や子が乳幼児または学生である場合を除き、被保険者と別居している場合は被保険者から被扶養者への毎月の仕送りが必要です。仕送り額は下限を5.5万円とし、被扶養者の収入より多いこと、仕送りをしてもなお被保険者の生活が成り立つことが条件となり、送金証明の残る銀行振込が必要です。（手渡しは認められません）

④ 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査のうえ、認定の可否を決定します。また、状況により追加書類や誓約書の提出を求めることがあります。

⑤ 虚偽の届出または故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者としての認定を遡って取消し該当する期間の保険給付費額等を返還していただきます。

⑥ 認定後に扶養の条件を満たさなくなった際には速やかに扶養から抜く手続きをしてください。就職等で他の健康保険に加入（1日でも）した際に扶養から抜かずにいると後日遡り削除となり、高額な医療費返還が発生する場合があります。

1. 申請の事由　（該当する項目に☑し、右の欄に回答）

☐ a. 被保険者が入社したことに伴う申請	入社日：　年　月　日
☐ b. 申請対象者の退職に伴う申請	退職日：　年　月　日
☐ c. 申請対象者の就労・収入の変化（収入減）に伴う申請	就労変更日：　年　月　日
☐ d. 申請対象者の失業給付受給終了に伴う申請	受給終了日：　年　月　日
☐ e. その他	回答【　　】

2. 申請対象者の状況について

問1.他の扶養義務者（被保険者の配偶者）はいますか？			必要添付書類（写し）
☐ いる	配偶者の加入中の健康保険は何ですか？		
	☐ 自分の被扶養者になっている（または同時に申請中）		–
	☐ 配偶者自身の健康保険（国保含む）に加入している		–
		☐ 年収は被保険者の方が多い見込	–
		☐ 年収は配偶者の方が多い見込	配偶者の扶養に入ることになるため申請できません
	☐ その他【　　】		状況に応じた書類を求めることがあります
☐ いない	理由は何ですか？		
	☐ 今回の申請理由が離婚		離婚・親権変更日がわかるもの（戸籍謄本等）
	☐ 過去に離婚、未婚、死別		住民票　※世帯全体で続柄記載のもの
	☐ その他【　　】		状況に応じた書類を求めることがあります

問2.18歳未満、または高校生ですか？				必要添付書類（写し）
☐ はい				添付書類不要（2枚目の問3～6の回答は不要）
☐ いいえ	学生（大学生、専門学校生等）ですか？			
	☐ はい	アルバイト等の収入がありますか？		
		☐ はい	年間130万円以上の収入がありますか？	
			☐ はい	扶養にはなれません
			☐ いいえ	学生証または在学証明書（2枚目の問3～6の回答は不要）
		☐ いいえ		学生証または在学証明書（2枚目の問3～6の回答は不要）
	☐ いいえ	同居していますか？		
		☐ はい		住民票　※世帯全体で続柄記載のもの
		☐ いいえ（住所が同一でも世帯を分離している場合は別居です）		仕送り証明6か月分（実績が無い場合は初回1か月分の証明と誓約書⑤）

2枚目も記入してください

被扶養者現況届（子用）【2/2】

3. 18歳以上で学生以外の子の収入について　（申請対象者が18歳未満、または学生の場合は回答不要）

問3. 現在給与収入がありますか？			必要添付書類（写し）
□ はい	収入減少（雇用契約の変更）に伴う申請ですか？		
	□ はい　※収入が減って3か月以上経過の場合は「いいえ」と回答		雇用契約書と誓約書①
	□ いいえ		直近の給与明細3か月分
□ いいえ	過去1年以内に給与収入がありましたか？		
	□ はい	□ 雇用保険を受給予定（待期・制限期間中）	雇用保険受給資格者証（両面）と誓約書② 上記が手続き中の場合は退職証明書と誓約書③
		□ 雇用保険を受給中　□ 日額が3,612円以上＊	受給中は扶養に入れません
		□ 日額が3,611円以下＊	雇用保険受給資格者証（両面）
		□ 雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証（両面）※受給終了の印字があるもの
		□ 雇用保険を受給しない	ハローワークで「雇用保険第4条第3項不該当」が押印された離職票1、2 ※離職票の交付が無い場合は確認通知書 上記が手続中の場合は退職証明書と誓約書③
		□ 雇用保険を受給延長する	受給期間延長通知書と誓約書② 上記が手続中の場合は退職証明書と誓約書③
		□ 雇用保険に未加入である	退職証明書と退職時の給与明細
	□ いいえ		非課税証明書　※最新のもの

問4. 現在年金収入がありますか？		必要添付書類（写し）
□ はい	受給中の年金を全て選択してください	
	□ 障害　□ 遺族　□ その他【　　】	直近の年金通知書
□ いいえ		－

問5. 現在自営業収入がありますか？（農業、事業、不動産、販売など）		必要添付書類（写し）
□ はい		直近の確定申告書（控）と収支内訳書
□ いいえ	過去1年以内に廃業しましたか？	
	□ はい	『廃業届』
	□ いいえ	－

問6. 雇用保険・年金以外で手当金等の収入はありますか？	必要添付書類（写し）
□ はい → □ 傷病手当金　□ 休業補償（労災） □ その他　（　　）	受給している手当金等の金額がわかるもの ＊日額3,611円以上の場合は扶養に入れません
□ いいえ	－

＊ 問1. 雇用保険の日額について、障害年金受給者は年金日額とあわせて5,000円未満が基準となります

4. その他申し立て欄（特になければ未記入）

【被保険者　署名欄】

注意事項①～⑤を確認いたしました。また、申請内容に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

被保険者氏名
（自署）

【注意】被保険者とは申請者である本人（社員）のことです
申請対象者である家族が署名しないでください

健康保険組合使用欄

常務理事	事務長		担当	担当

受付日